

大洲ええモンセクション認定審査会設置要綱

(設置)

第1条 大洲ええモンセクション認定制度実施要綱に基づき、大洲ええモンセクションとしての認定の適否等について審議するため、大洲ええモンセクション認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議し、市長に報告する。

- (1) 大洲ええモンセクションとしての認定の適否
- (2) 大洲ええモンセクションに係る重要な変更の適否
- (3) 大洲ええモンセクションとしての認定更新の適否
- (4) 大洲ええモンセクションとしての認定の取消しの適否

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 流通業関係者
- (3) 消費者団体等関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他大洲産品の利用、宣伝等に関わる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定めるものとし、副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、認定申請を行った者に出席を求め、申請内容について説明を求めることができる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、商工産業課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月12日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日大洲市要綱第32号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日大洲市要綱第88号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日大洲市要綱第47号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。